

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和5年3月
税制企画課

1 改正の内容

(1) 法人事業税の確定申告書の提出期限の見直し

地方税法の一部改正に伴い、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合に、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとされたことから、所要の改正を行った。（第61号様式の2、第66号様式、第66号様式の4及び第66号様式の5関係）

(2) 不動産取得税の減額措置等の廃止

地方税法の一部改正に伴い、心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る不動産取得税の減額措置等が廃止されたことから、所要の改正を行った。（附則第14項、附則第1号様式の4及び附則第1号様式の5関係）

(3) 引用条項の整備

地方税法、地方税法施行令及び神奈川県県税条例の一部改正に伴う、引用条項の整備を行った。（附則第28項、附則第29項及び別表第4関係）

2 施行期日

令和5年4月1日。ただし、1(3)（別表第4関係に限る。）は公布の日。